

復本第 769 号
令和元年 8 月 5 日

各国公私立大学長 殿

福島浜通り地域の国際教育研究拠点の設置に向けた検討に関する
大学アンケートの実施について（依頼）

復興庁 統括官
（公印省略）

日頃より復興行政にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

現在、復興庁においては、「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」を開催し、「浜通り地域」（福島県東部の海岸地方をさす呼称であり、相馬市、南相馬市、いわき市と相馬郡、双葉郡を指す）において、廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産業等多様な分野を対象とした、国内外の人材が結集する国際教育研究拠点の創設に向けた検討を進めているところです。

このたび、復興庁における今後の検討に資するため、別添のとおり、貴大学において、浜通り地域における国際教育研究拠点の整備及び当該拠点を活用した人材育成・研究に関する構想等があれば記載いただき、下記提出先までメールにて回答いただくようお願いいたします。

なお、いただいた回答については、具体的な大学名を明示しない形で公表させていただきますとともに、今後の具体化に向けた検討に当たり、個別にご連絡させていただきます可能性がございますので申し添えます。

記

1 提出様式

別添のとおり

2 提出日時

令和元年 9 月 20 日（金）まで

3 留意事項

- ・本調査は任意の回答を求めるものであり、各大学において、本件に関する関心や構想、活動の有無を確認した上で、該当する構想等がある場合のみ回答

すること。

- 各大学において、複数の構想等を有する場合は、構想等毎に回答を作成しとりまとめること。
- 本調査は、復興庁における今後の検討に資することを目的として実施するものであり、各大学が回答した構想の内容について、復興庁及び関係省庁が当該構想の実現のため何らかの支援措置等を講ずることを確約するものではないこと。他方で、当該大学がその具体化について責任を有するものとは解されないこと。
- 提出に当たっては、下記の提言及び閣議決定等も参考に、多様な研究分野を対象にした産学官共同研究室のあり方等について、可能な範囲で具体的な構想等を記載すること。

(参考)

- 「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」開催要領（令和元年7月23日復興大臣決定）
- 「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」論点（案）（「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」第1回資料）
※「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」第1回資料・議事要旨
<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/kenkyu-kyoten/20190801094319.html>（復興庁ホームページ）
- 経済産業省 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会報告書（平成26年6月23日）抜粋
- 経済産業省 国際産学連携拠点に関する検討会中間整理（平成27年3月31日）抜粋
- 復興庁 福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言（平成27年7月30日）抜粋
- 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（平成31年3月8日閣議決定）抜粋
- 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）抜粋

本件連絡先：

復興庁地方創生チーム

柗木、目黒

TEL： 03-6328-0274

e-mail：g.chihousei.shukei@cas.go.jp

(別添)

大学の名称：

担当者名：

担当者の所属部署：

担当者の連絡先：TEL：

 e-mail：

1-1 浜通り地域において教育研究活動を行うことについての関心の有無：

※いずれかに○印をつけてください。

関心が有る 関心が無い

※「関心が無い」と回答した場合、1-2～2-3に回答していただく必要はありません。

1-2 1-1で「関心が有る」と回答した場合、どのような分野の教育研究活動に関心が有りますか：

2-1 浜通り地域において実施したい教育研究活動等の構想の有無：

※いずれかに○印をつけてください。

構想が有る 構想が無い 条件次第で検討したい

※「構想が無い」と回答した場合は、2-2、2-3に回答していただく必要はありません。

2-2 2-1で「構想が有る」又は「条件次第で検討したい」と回答した場合、その構想について：

※浜通り地域における教育研究活動に係る構想がある場合、その概要及び必要となる施設・設備等のほか、学部・大学院等の設置を伴う場合はその規模感（入学定員・収容定員、必要となる専任教員等）について記載

※上記のような組織の設置によるものではなく、既存の組織を生かしつつ、他大学等との連携により国際教育研究拠点整備・人材育成に参画する場合は、現行の取組や他大学等との連携状況等について記載

2-3 2-2で回答した構想を実現するために解決すべき課題について（2-1で「条件次第で検討したい」と回答した場合の当該条件を含む）：

※所要の財源・施設・設備、専任教員、学生等の確保の見通し、教員や学生等、学内における調整、国際教育研究拠点として適切な教育課程の編成、現地における研究、生活環境等について、可能な範囲で記載

3-1 貴大学における、浜通り地域を含む福島復興に関する取組の有無：

※いずれかに○印をつけてください。

取組が有る 取組が無い

※「取組が無い」と回答した場合、3-2、3-3に回答していただく必要はありません。

3-2 現在、浜通り地域を含む福島復興を主たる目的の一つとして、取り組んでいる活動の内容について：

3-3 3-2で回答した活動を更に充実させるために、国や自治体が講じるべき措置のあり方について：

4 今後、浜通り地域を含む福島の復興の観点から、自大学を含め我が国の高等教育機関が貢献し得る教育研究のあり方や、国や自治体、産業界等が我が国の高等教育機関に対して講じるべき措置のあり方等について：

令和元年7月23日
復興大臣決定

「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」
開催要領

1. 趣旨

福島イノベーション・コースト構想研究会報告書（平成26年6月23日）等を踏まえ、これまで、福島ロボットテストフィールド、廃炉国際共同研究センター、福島水素エネルギー研究フィールド等の拠点の整備を進めてきたが、産学官連携による魅力ある浜通り地域を創出するためには、様々な分野の研究者や技術者を育成し、輩出された人材が、長期にわたり浜通り地域の復興をリードしていく体制を整備する必要がある。

このため、廃炉・ロボット・エネルギー・農林水産業等多様な分野を対象とした国内外の人材が結集する国際教育研究拠点整備・人材育成のあり方について検討し、提言をとりまとめるため、「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 有識者会議は、別紙に掲げる委員及びオブザーバーにより構成し、復興大臣の下に開催する。
- (2) 復興大臣は、別紙に掲げる委員の中から、有識者会議の座長を選任する。
- (3) 有識者は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. 庶務

有識者会議の庶務は、関係省庁の協力を得て、復興庁において処理する。

4. 運営

- (1) 有識者会議において配布された資料は、原則として、公表する。
- (2) 有識者会議の議事要旨を公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、議事要旨の全部又は一部を公表しないものとするすることができる。

(別紙)

有識者会議委員及びオブザーバー

(座長)

さかねまさひろ
坂根正弘 コマツ顧問

(委員)

うえやまたかひろ
上山隆大 総合科学技術・イノベーション会議議員

かんだれいこ
神田玲子 量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所
放射線防護情報統合センター センター長

さいとうたもつ
斎藤 保 福島イノベーション・コースト構想推進機構理事長

しょうげんじしんいち
生源寺眞一 福島大学食農学類長

せきやなおや
関谷直也 東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター准教授

たどころさとし
田所 諭 東北大学大学院情報科学研究科教授

なかいわまさる
中岩 勝 産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所所長

ながたきょうすけ
永田 恭介 筑波大学長

めら
米良はるか READY FOR株式会社代表取締役CEO

やまざきなおこ
山崎直子 元JAXA宇宙飛行士

やまなはじむ
山名 元 原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長

(オブザーバー)

文部科学省

農林水産省

経済産業省

環境省

福島県

経済産業省 福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想研究会報告書 (平成26年6月23日)(抜粋)

2. 新しい産業基盤の構築

浜通りにイノベーションを興し、新たな産業基盤を構築するためには、学術的基盤の整備と世代を超えて様々な分野の研究者や技術者を育成し、輩出された人材が、長期にわたり浜通りの復興をリードしていく体制の整備が必要である。

(1) 国際産学連携拠点の整備

① 国内外の研究機関のための国際的な産学官共同研究室

- ・ 廃炉を進めるための技術開発には、国内外の原子力関係研究機関の英知の結集が必要である。また、廃炉以外にも福島環境回復や住民の健康管理、社会科学的研究等について、多くの研究者が既に研究を進めている。
- ・ 一方、多くの研究者から「福島現地での研究が容易ではない」、「福島第一原発の廃炉研究に関して大学からの直接の関与が難しい」等の懸念が示されている。また、廃炉に関する研究を着実にを行うためには、研究実証の場である福島第一原発近傍で実施できる環境が整備されることも望まれている。
- ・ このような全国の大学側が持っている復興関連研究に対する自発的な意欲を基本に、福島現地における大学の研究教育活動を誘導することで、福島復興に対する大学の関与を拡大させ、その研究成果を復興や廃炉の加速に繋げるとともに、現地の「学術的かつ教育的価値」を高め、地域の活性化と復興につなげる。
- ・ これらの視点に基づき、各機関と国が、それぞれが負担する形で、国内外の研究者が継続的に駐在し、基礎的・基盤的な研究が実施できる共同研究室を設置する。
- ・ 研究テーマとしては、汚染環境の調査や環境回復に関わる研究、農林水産業の復興につながる研究、ロボット技術に関する研究、福島復興につながる技術の研究、社会科学的研究、住民の健康確保につながる医学面での研究、廃炉や汚染水の問題解決に関わる先端的な基礎研究などが考えられる。
- ・ また、研究開発の成果を地元で事業化するため、地元企業と大学・企業・研究機関を結びつけるマッチングプランナーの配置や、ベンチャー企業支援や企業集積につながる政策支援や規制緩和についても今後検討が必要。

II. 国際産学連携拠点の課題と具体的な方向性

2. 大学教育拠点

(2) 基本的な方向性 ①短中期(平成27年(2015年)～平成32年(2020年))

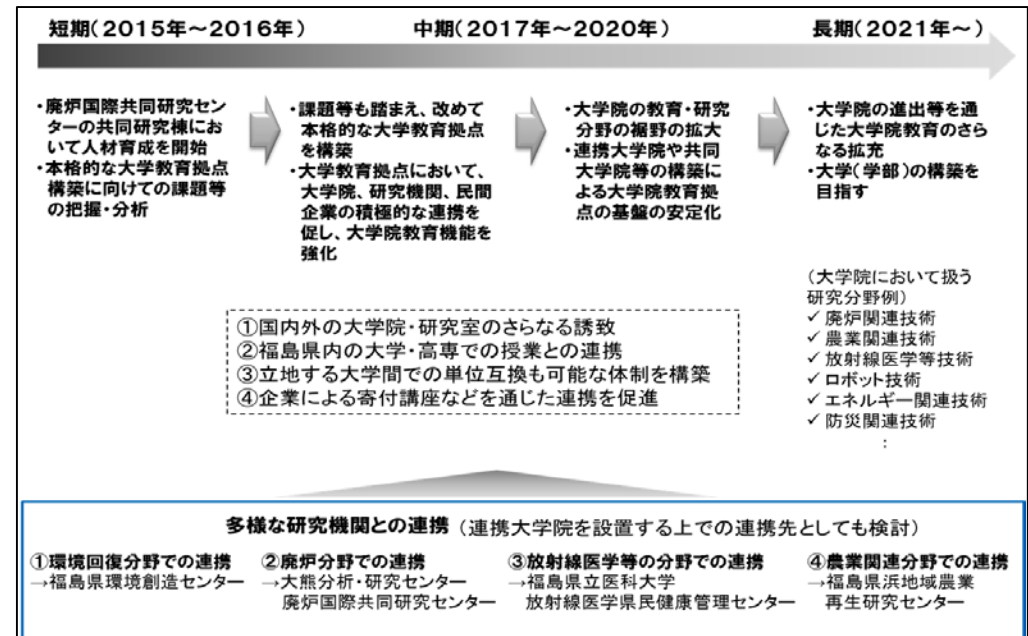
大学教育拠点構築に向けての方向性

- ・このように、今回具体化の検討を行う大学教育拠点の構築に当たっては、ニーズのある研究・教育分野は多岐にわたり、廃炉を主眼に置いた廃炉国際共同研究センターのみでは十分ではないため、その他の研究分野、そして廃炉についても廃炉国際共同研究センターでは足りない機能について補完していくような、研究及び人材育成の機能を兼ねた新たな施設の整備が必要となる。
- ・このため、廃炉国際共同研究センターの国際共同研究棟等での人材育成等の取組を通じて、大学教育拠点構築に向けての準備期間として把握できた課題等も踏まえ、改めて、本格的な大学教育拠点の適地を検討し、その構築を図っていく。
- ・また、その構築に当たっては、大学院は教育機能とともに、研究機能を有しているため、まずは、上記II. 1. (2) ②の多様な研究分野を対象にした産学官共同研究室を起点に構築していく。このため、大学教育拠点においても、汚染環境の調査や環境回復に関わる研究、農林水産業の復興につながる研究、住民の健康確保につながる医学面での研究(放射線医学等)、廃炉や汚染水の問題解決に関わる先端的な基礎研究など、福島の復興・再生につながる分野を中心にして、研究者のニーズも踏まえながら多様な研究分野・教育分野の裾野を拡大していくことが必要となる。

図16: 福島国際産学連携拠点における大学教育機能の発展イメージ

② 長期(平成33年(2021年)～)

- ・また、浜通り地域は、中通り地域に比べて、高等教育機関が少なく、特に相双地域は空白地帯となっていることから、地域の復興をリードしていく人材を育成していくためにも、大学(学部)をはじめとした高等教育機関の立地が実現されることが望ましい。特に、大学(学部)については、大学院に比して、地域の定住人口を大幅に拡大することから、地域の発展・拡大にも大きく寄与する。
- ・このため、まずは、大学院の安定した運営基盤を構築し、その地域の定住人口等を拡大し、生活環境も整えた上で、次なる段階として、長期的にその近辺もしくは多少遠方の地域において、大学(学部)をはじめとした教育拠点の構築を目指す。



復興庁 福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会提言(抜粋) (平成27年7月30日福島 12市町村の将来像に関する有識者検討会)

4. 2020 年に向けた具体的な課題と取組 ..

(1)産業・生業(なりわい)の再生・創出

(i) 新産業の創出と事業・生業の再建

(イノベーション・コースト構想を中心とする新産業の創出)

(略)

また、以下に掲げるプロジェクトについては、平成 32 年を当面の目標に据えて、事業化に向けた検討が継続的に進められている。

○ 国際産学連携拠点

国際的な産学官共同研究室、大学教育拠点、技術者研修拠点、情報発信拠点から構成される国際産学連携拠点を整備。

・平成 28 年度から平成 30 年度以降、段階的に以下の施設の事業化に着手。

①平成 28 年度以降、ロボット技術開発のための共同研究施設を事業化。地元企業や、福島県ハイテクプラザと緊密に連携(ハイテクプラザ浜通り分所の設置を検討)。

②原子力災害の教訓等を継承等するための情報発信拠点(アーカイブ拠点)については、福島県庁において有識者会議を設置し検討を行い、平成 28 年度以降、基本設計等を行った上で、平成 30 年度以降着工予定。

③廃炉人材等育成や防災研修を対象とした技術者研修拠点については、民間主体で具体化を行い、平成 28 年度以降、基本調査等を行った上で、平成 29年度以降事業化。

④廃炉国際共同研究センターでの課題等の把握・分析を行った上で、平成 30 年度以降、放射線の知識が必要な廃炉、環境回復等多様な分野を対象とした共同研究施設を設置。そこを拠点として大学教育拠点を構築。(平成 28 年度以降も、廃炉・環境回復等の研究開発については継続的に推進。)

・平成 32 年に向けて、各拠点の連携も強化し、最先端のイノベーションを興す拠点の構築を目指す。

(略)

上記構想の実現にあたっては、浜通りを中心とする地域の地域経済の復興に向けて、広域的視点、持続可能性、避難指示解除時期との関係などに配慮しつつ、早期の整備・立地を進めるよう取り組むことが必要である。

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(抜粋) (平成31年3月8日閣議決定)

5. 復興・創生期間後における復興の基本的方向性..

(2) 原子力災害被災地域

④ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

・浜通り地域等において、進出企業と地元企業が連携して産業集積を図り、持続的・自立的な産業発展を実現するための環境整備を推進する。具体的には、廃炉、ロボット、再生可能エネルギーや水素といった新エネルギー、農林水産等の分野に係るプロジェクトの推進、企業立地の更なる促進、技術開発を通じた新産業の創出促進、交流人口の拡大、教育・人材育成、周辺環境の整備を通じ、当該地域の産業復興を推進する。

経済財政運営と改革の基本方針2019(抜粋) (令和元年6月21日閣議決定)

第1章 現下の日本経済

3. 東日本大震災等からの復興

(1) 東日本大震災からの復興・再生

② 原子力災害からの福島の復興・再生

浜通り地域等において、「福島イノベーション・コースト構想」の更なる具体化に関係府省庁が連携して取り組み、地域の自立的・持続的な産業発展を目指す。

福島の復興・再生は中長期的対応が必要であることから、復興・創生期間後も継続して国が前面に立って取り組む。